

1870

1871

1872

1873

1874

1875

巻頭言

ガリオア・フルブライト同窓会のこれから

木下宗七（中部同窓会会長）

1 昨年（2002年）は日米のフルブライト交流計画が始まって50周年であった。ガリオア・プログラムはフルブライト計画より3年前に始まったので、こちらは1昨年で53年目、今年で55年目である。これだけ長期にわたって、日米間で人物交流が行われ、相互の理解が進んできたことは真に喜ばしいことである。

この約半世紀をふり返ると、日米間の人物交流のための奨学基金は、1979年までの約30年は強力なアメリカの経済力を背景にして、全額アメリカ政府の資金で運営されてきた。しかし、60年代末から70年代にかけて、アメリカ経済がベトナム戦争と財政赤字拡大による「ドル危機」とインフレの高進という難局に直面して、250人前後であった日本人奨学生は、1969年から40人前後へと大幅に削減された。私自身は1973年から74年にかけて1年間、ペンシルバニア大学で研究させていただいたが、そのときの仲間は40人であった。その後、1979年末に日米教育委員会が設立され、1980年からは運営資金を日米両政府が折半することになった。最近では日本から60人前後、アメリカから50人前後、合わせて110人前後の人物交流が続いているが、スタートしてからの14～15年に比べれば、量的には大幅な減少である。

ところで、ガリオア/フルブライト奨学金制度で留学したフルブタイターによる地域同窓会が創立されたのは、フルブライト計画30周年の1982年であった。この年に同窓会が生まれた背景の1つは、新しい体制になったフルブライト・プログラムの維持・強化をはかるために、かつてこのプログラムの世話になり、さまざまな分野で活躍してい

る同窓生が、募金活動によって、とくに米国奨学生を資金面から支援しようとするのであった。全国11地区に設立された同窓会の1つである中部同窓会も、これまで日米教育交流振興財団（同窓生や企業からの寄付金をもとにしたフルブライト・プログラムの支援機関）が行った5年ごとの個人募金活動に協力してきた。

勿論、各地区の同窓会の役割は5年ごとの募金活動に協力することだけでない。中部同窓会も、創立以来、様々な分野と年代にまたがる同窓生達の絆を強め、会員の親睦と日米間の相互理解と交流の場として、毎年、総会と例会を開催し、ゲスト・スピーカーによる講演会などを催し、毎年、ニューズレター（*Fulbrighter in Chubu*）を発行してきた。現在、中部地区（静岡県を含む東海4県）在住ないし在勤のフルブライターは約240名おられるが、そのうち約140名が会員として年会費を払っていただき、こうした活動に参加・協力していただいている。

しかしながら、これから先の5年ないし10年を展望すると、若手の会員の入会が少ないこと、現会員の退職と高齢化などのために、中部同窓会の会員は減少傾向にあり、この傾向が続くと、同窓会活動をこれまでのように続けていくことができるだろうかという心配がある。これには、ガリオア/フルブライト・プログラムによる日本人奨学生の数が、スタート時の1950年から66年までの250人台から、少ない年には20人台にまで減り、84年ころからは50人前後で推移しているという事情が関係している。また、今日では、30～40年前と比べ、企業でも大学でもアメリカに留学できる制度・奨学金が増え、フルブライト計画による人物交流の役割も低下しているようである。

これからの地区同窓会としては、会員だけの親睦と相互交流の場にとどまらず、会員外の方々との交流を深め、フルブライト計画による留学のメリットとこの計画を支えてきた故 J. ウィリアム・フルブライトの精神を広く伝えてゆくことが必要である。

Fulbrighter in Chubu No.14

目 次

巻頭言

ガリオア・フルブライト同窓会のこれから
 木下宗七 . . . i

2003GF 中部同窓会総会講演

名古屋大学の法人化に向けて 奥野信宏 . . . 1

2003GF 中部同窓会例会講演

中国経済の高成長と人民元切り上げ問題 . . . 柯 隆 . . . 16

例会講演を聞いて 木下 徹 . . . 34

随想

ガリオア留学の回想 多田尚夫 . . . 35

アメリカ再訪 朝倉幹夫 . . . 37

40年前のことども——ハワイ・オリエンテーション
 のことなど—— 岩野一郎 . . . 40

留学を振り返って 小坂敦子 . . . 43

会員便り 45

会員移動 48

会議記録 49

役員会（第一回、第二回、第三回）

2003 年度総会 2003 年度例会

役員改選 53

平成14年度会計報告 54

平成15年度予算 55

年会費納付状況について 56

事務局より 57

名古屋大学の法人化に向けて

名古屋大学副総長 奥野信宏

ご紹介ありがとうございます。私もフルブライターですが、会合には失礼しておりまして、落ちこぼれにもこういう機会を与えていただき、感謝申し上げます。今日は、木下先生、千田先生という経済学部の大先輩が前におられまして、経済学の話をして下さるとおしかりを受けそうですので、大学全体の改革についての話をさせていただきます。

私、このポスト（副学長）はもう4年目でして、ついさっきまでばたばたと法人化の作業をしていたのですが、私がずっとかかわってきました国立大学法人化全体の動き、それと今の名古屋大学がどのようなことを考えて、何をやろうとしているか、といったことについて話をさせていただき、ご議論の材料にさせていただけたらと思います。

独立行政法人制度の国立大学への波及

簡単なレジュメを用意しましたので、ご覧いただきたいと思います。ご案内の方も多いと思いますが、独立行政法人の制度がいわれ始めましたのが平成9年の行革会議です。そのときに、行政の事務・事業の一部を外に出して、行政本体をスリム化し、同時に外に出した事業を現在より効率的なものにしていくということが提案されました。そのときは、国立大学も選択肢としてはありうるという議論が行われていたわけです。

その次が平成11年4月ですが、このとき閣議で89の国の事業を独立行政法人化するということが決定されました。それに基づいて、13年4月から大学に関係のあるものとして例えば入試センターが独立行政法人化されました。引き続いて次々と法人化されています。そのとき国立大学に

については、何が言われているかといいますと、国立大学も大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を出すのだということでした。

ところが、それから2ヶ月間の動きは、まさに火が山に登っていくごとくに、ものすごいものでした。国立大学を独立行政法人にすべきだという話が急激に広がりました。きっかけは2つありました。ひとつは、定員削減の問題です。これまでは国家公務員の定割を10%実施するといった話はありませんでしたが、いや20%、25%だという話が出てまいりました。国立大学が国の行政事務の一部に大学が入っている限り定割は避けられませんが、20%も25%も削減されたら、大学の教育は成り立たないわけで大変だと言う話になり、法人化が急に現実味を帯びてきました。

それともう一つは、国の教育に対する国民の期待があったと思います。大学については、もう少し社会経済の中心となって世の中を引っ張って行くことが出来るのではないか、そういう機能を果たしていないのではないかという批判があったわけです。そんなことが重なりまして、11年4月には、閣議では15年度までに結論を出すということになっていましたが、その後わずか2ヶ月の間に、とってそんな悠長なことを言うてはおれないという状況になったわけです。

同じ年3ヵ月後の6月に、国立大学協会と言う学長の集まりのなかの組織の一つである第一常置委員会のなかに法人化問題を検討するための小委員会が組織されました。4人で編成されたわけです。ここでは法人化について国大協も理論武装しなければならないということで、検討に入ったわけです。その4人委員会に私も入っておりまして、そのときから検討に加わっております。国大協のこの小委員会は、夏の間も随分つめて議論しました。

夏の間も学生の教育のことやら研究のことやら仕事はいろいろとあります。例えばゼミ合宿に学生と高山へ行っていた時、真ん中の日は東京に出かけて行って、また高山に帰るといったことまでやっておりましたけれど、検討をとにかくいたしまして、9月に中間報告を出しました。正確には9月7日です。これは先程申しましたように、すでに成立していた独立行政法人通則法を大学に適用することにはどういう問題があるのか、仮に万が

一法人化するとしたら、大学のために具備されなければならない要件は何か、ということを中心にまとめたわけです。

その2週間後、9月20日に文部省が文部省としての検討報告を出しました。これは、国大協が出したものとほとんど同じ内容でした。そのことで小委員会は幾分批判を受けました。国大協がそんなもの出すから、文部省が乗ってきたんだ、お前らの責任だといったことをいわれました。私どもはやれと言われたから作業したんで、万が一に備えて検討したのですが。このときから、文科省（当時は文部省でした）と国大協は信頼関係を持たなければいけないが、お互い対峙して、向かい合う姿勢をきちんと持たなければいけない、ということを感じました。

私も文部省の機関に勤務しているわけですが、文部省は政府部内で力の強い官庁というわけではありません。大学のことになりますと、国立大学あるいは国大協がバックにあるということが必要です。一方で、国大協はほとんど全く政治力がない団体でして、ロビー活動も一切やっておりませんし、文部省と一緒に協力して行動しないと何をやられてしまうか分からないという弱さがあるわけですし、お互い信頼関係を持っていないといけないわけです。が、しかし、それがベッタリでは、これまた大きな問題です。信頼関係を保ちながら、しっかりと向かい合っていくという姿勢が必要だということを痛感したわけです。

それから、年が明けて12年5月に、自民党が文教部会等の合同部会報告を出しまして、これは麻生レポートと呼ばれているものです。これは国立大学に対しては、かなり厳しい内容になっていますが、言っている内容は、国大協が出した中間報告や文部省の検討報告とほぼ同じです。この12年5月の時点で、私どもは、自民党の報告の内容で行ってくれたら、最後の防波堤のところは守られるかもしれないというような感じを持ちました。

その次ですが、同じ12年7月から、文部省の法人化に関する調査検討会議が始まりました。これが文部省の法人化を検討する正式の委員会だったわけですし、私も最初から加わって原案作りをいたしました。その報告が出たのが平成14年3月です。その後、15年2月28日に法案が閣議

決定されて国会で審議され、この前衆議院で通過して、今参議院で審議されている状況です。

小泉内閣になりまして、首相が国会で国立大学の地方移管とか、民営化とかいわれましたが、それはやっぱり困るわけですし、悪くても自民党の合同部会報告の線で、なんとかかなればと思っていました。その間、民主党に呼ばれましたときには、政治というのは怖いものだと感じました。政治とは一切何も付き合いはありませんし、政府の検討委員会の委員ということで頼まれたから行っただけですが、40～50分話をしました。議員の先生方や職員方々が沢山おられまして、地方移管だとおっしゃる。しかし、地方移管ができる状況かどうかについてはまだ十分には検討しておられないという感じでした。

愛知県にも3つの県立大学があります。この不況下でそれらをどう維持していくかだけでも大変な状況にあります。そこへ名古屋大学という年間800億円から1千億円のお金が必要な機関が受け入れられるはずがない。他の自治体でも状況は似たりよったりで、すべての都道府県は大学を、直接か第三セクターの形で持っておられると思いますが、受け入れられるはずがない。

なぜ独立行政法人法は大学に適用できないか

時間が限られておりますので細かい話は省略させていただきますが、なぜ独立行政法人法の適用を大学に出来ないかということです。独立行政法人は、企画・立案と実施の機能を分離し、企画・立案機能は主務官庁が持ち、実施機能は法人が持つというのが大きな特徴です。主務官庁が企画・立案し、それに基づいて法人が事業を実施する。そのとき運営について法人に自由度を与え、効率的に事業を行い、中期目標・中期計画が終了する3年から5年後に評価して次の期の中期目標・中期計画に繋ぐというわけです。

しかし、企画・立案機能と実施機能を分離したのでは、これは大学にならない。講義・研究について文部省が企画立案し、大学はそれに基づいて教育や研究を実施するというのでは、大学にならない。大学における研究

というのは、研究者の自主自立が基本です。自分で企画して、自分で実施する。教育も同じです。それが損なわれてはならないということが基本にあります。しかし、だからといって独立行政法人通則法と全く別の法人法を作るということにもまた非常に難しい問題があります。

国立大学の資金の問題です。国立大学の経費の約6割弱は、国の一般会計から繰り入れられておられまして、国立大学は大変な補助金を得ているわけで、私学とは違い随分手厚い援助を受けているわけです。国立大学という一部の大学に対して他大学とは違う莫大な補助金をなぜ与えるのか、その根拠は何なのかということを確認しなければいけないわけです。私は公共経済学を専門にしていますが、大学教育は官でも民でも出来るわけです。私立大学は学校法人が経営しておられるわけで、民間に補助金を与えて国として必要な高等教育を実施するという事は可能です。なぜ官でなければならないかということ、国大協でも学長の皆さんが集まって色々議論されていましたが、そんなものは結論が出るはずがない。私も専門委員の肩書きで末席にいましたが、2ヶ月位で沙汰やみになりました。独立行政法人通則法の傘の下に置いておけば、この補助金についての議論は回避できるということがありました。その前から中間報告では通則法の特例法といった位置づけ提案したりしましたし、国立大学法人法という名前もそのとき使っておりましたが、特例法とすることで、通則法とは別の法律にしながら、且つ、今のように財政基盤をきちんとすることが出来るだろうと言うことで議論していたわけです。

その議論の過程で、私どもがもう1つの主張したのは、法人としての大学の経営機能と教学機能を一体化させるということです。これは、強く最初から主張しました。学校法人ですと、法人の理事長が経営の中心となり、教学の中心は教授会で、機能が分離していて車の両輪の関係にあります。これでうまくいっているわけです。

しかし、国立大学の場合、これを分離しますと、法人の経営に政府の方達が入ってこられると、政府による大学のコントロールという色彩がでてくる恐れがあります。私学ですと、法人の理事長と学長が別の機能を持っていますが、地理的にもすぐそこにいらっしゃるわけですし、いつも顔を

き合わせて議論しておられるわけですが、国立大学の場合はそうはいかない。文科省と現場、ということになりかねないわけで、それはだめだということを手張したわけです。

国立大学法人の設置

結果はどうなったかと言いますと、形の上では国が国立大学法人を設置して、その法人が大学を作ることになりました。その意味では学校法人と同じです。国立大学法人名古屋大学を国が設置し、その法人が名古屋大学を設置することになったわけですし、学校法人と似ています。例えば学校法人梅村学園があって、その法人が中京大学を設置されておられるわけですし、その意味では同じです。しかし、それを一体のものとして扱うために、国立大学法人名古屋大学が設置する大学は名古屋大学であるということを法律に書き込んだのです。したがって、国立大学法人名古屋大学が名古屋大学以外の大学を設置しようとすると、法律マターになってくるということです。法人が自由に大学を設置したり、やめたりということは出来ない、ということになったわけです。

それから、運営資金のことはどうなったかと言いますと、国立大学法人が学校教育法の上では国そのものになり、お金は法人すなわち国が面倒を見るということになりました。これは、文科省が苦勞されたことですが、学校教育法では、最初の方に、第2条でしたか、大学を設置できる主体とは3つと規定されています。1つは国、2つ目が地方自治体、3つ目が学校法人で、この3つだけが大学を設置できることになっています。その国のところに、括弧して「国立大学法人を含む」というのが入ったわけです。従って、国立大学法人は国そのものになったわけですし、そこが設置する大学であるから、当然費用負担は国が行うということになりまして、お金の方も何とか片付いたわけです。

国立大学法人法が今審議されていますが、これは独立行政法人通則法とは全く別の法律になっております。別な法律なんですけど、その上に行革関連の法律がありまして、そこで位置づけられている独立行政法人ではある。その意味では、同じなかに入っております。

独立行政法人通則法でいう独立行政法人の制度の中核は、中期目標・中期計画です。これはさきほど申しました企画機能と実施機能を分離して効率的な運営を行うということですが、主務大臣は3～5年、大体5年ですが、その間に法人が実施すべき目標、中期目標を指示し、法人は、その中期目標を実現するための計画を作って、それをまた主務大臣が認可するというを行います。

中期計画の認可は、予算の裏づけを与えるということなので、いずれにしても必要な手続きですが、そういうつくりになっている。これは国立大学に適用したら、国立大学は大変なことになります。名古屋大学の6年間の中期目標を文科大臣が指示する、大学はそれに基づいて実施計画を作るだけというのでは、大学にならないわけです。ところが、中期目標・中期計画の制度を取り入れないとすると、どうなったかという、即民営化という状況に追い込まれたわけでありまして。

その結果、形だけでいいから、中期目標・中期計画の制度を取り入れようという最後の決断を国大協の幹部でされまして、そのまま取り入れることになりました。その代わりに、中期目標は文部科学大臣が最初から指示するのではなくて、まず大学が作り、大学が作ったものを文部科学大臣が尊重してそれを認めるという大学への配慮義務が法律に盛り込まれました。そんなことで、中期目標・中期計画の制度はどうしてもはずせないこととして、1つのコアになったわけです。

名古屋大学での法人化の検討

名古屋大学での検討状況を急いで申し上げますと、名古屋大学では皆さんのお手元の資料にありますように、組織検討委員会という組織がありまして、ここで法人化の準備をしています。少し遡って話しますと、この組織はもともと法人化のことを検討するために作られたものではなくて、新しい研究科の設置など大学の組織改革をする時の準備的な検討を行うために平成11年に作られたもので、12年からは法人化のことも議論の対象にしようということになりました。13年からは、法人化に向けた検討を行う委員会になりまして、14年度からは本格的に法人化の準備をするた

めの委員会として、組織編成されたという経緯があります。

委員会のメンバーは部局長ですが、専門委員とかワーキングメンバーとありまして、事務局職員も入っていますし、全部で100人位の大世帯です。それが法人化の準備のための検討しているということです。

中期目標・中期計画の作成

ここでの仕事を1つずつ話してまいりますと、まず目標・計画・評価小委員会ですが、第1小委員会と呼んでいます、初回の中期目標・中期計画を作る委員会です。大変な作業ですが、名古屋大学では、独自の作り方をしました。こういうようなフローチャートを作りました。この一番上に大学の長期目標・理念があります。その下にドメインとありますが、基本目標が掲げてあります。人材、研究、教育、国際化、社会貢献、運営管理、学術情報、経営資源、病院などがあり、その下に基本目標が書いてあります。

たとえば、人材のところをみますと、全国各地域および海外各国から高い志を持つ、優れた学生と教職員を集めるとあり、これが人材についての基本目標です。その下に、枠組みがしてありますが、具体化するための行動目標が書いてあります。行動目標の下に黒星をつけていくつか書いてありますが、これが中期計画です。したがって、中期目標が基本目標と行動目標に分かれ、それぞれの行動目標の下に具体的な計画が書かれている、といった構造になっています。これをまず全学で作りました。

小委員会で原案を作って部局に回し、部局はこれを見て意見を言うということを繰り返したわけです。同時にこのフォームに従った格好で、それぞれの部局は部局の中期目標・中期計画を作ることがありまして、そのやりとりをしながら全学と部局の中期目標・中期計画を仕上げていきました。これは全学の中期目標、中期計画の最新版でございます。非常に簡潔に要領よくできました。

ところで、このフォームは文科省が作った法律に書かれている構成・書式とは違います。実は文科省が作ったものは、調査検討会議で私共も入って考えたものですが、名古屋大学に持って帰ったときは、非常に評判が悪か

った。あんな書きにくいものはない、あれではだめだと言われ、自分たちは別のものを作るということで、名古屋大学の方々は一生懸命努力してこのフォームを作られました。その結果、学内作業は非常にやりやすかったと思います。

私どもが文科省の調査検討会議で中期目標・中期計画を議論したときには、独立行政法人通則法にある中期目標、中期計画の枠組みをいかに壊して大学に相応しいものにするかということで大変な難儀をしました。通則法の中期目標・中期計画には業務の効率化ばかり書いてあり、そのままではとても大学には適用できないものでした。それを壊すのに精力を取られ、こういったものを作れば大学として中期目標・中期計画の作業をしやすかということを考える余裕は正直言ってとても無かった状況です。そういった状況で文科省案は出来てきたわけですが、名古屋大学は、2ヶ月前くらいでしょうか、名古屋大学のものを文科省バージョンにスライドさせていく作業をしました。これは比較的スムーズに行き、そういう意味では、中期目標・中期計画は比較的うまく作れたということです。

このフォームは、私の知恵ではありませんが、ちょっと自慢させていただくと、全国的に非常に反響を呼びました。昨年12月でしたか、東京の国立大学財務センターで全国の国立大学の副学長の皆さんに1時間ほど話したとき、名古屋大学の取組みを紹介しましたが、その後、他大学からその資料がほしいという声がたくさんありました。そのたびに、名大の誰かが対応してこの資料について説明したりしています。

それから、目標・計画・評価でもう1つお話ししたいのは、名大では14年4月、評価情報分析室を作りました。日本の大学は、データのファイリングが非常に悪いところです。最近ですと、今の留学生がどこから何人来ているかなどがすぐ分かるわけですが、たとえば、その人たちが卒業して日本で仕事をしているのか、国に帰っているのか、あるいは現地のどの大学で勤務しているかなどの情報になりますと、いまでもなかなか分からない。まず各部局に問い合わせ、部局はちゃんと調べてくれるでしょうが、調べたけれどわからなくて、1ヶ月、2ヶ月経ってデータはありませんでしたということになるわけです。アメリカの大学だったら1分か1分半も

あれば出てくるデータが日本では出てこない。これでは法人化のための経営指標もおぼつかない限りです。

今、私学もそうですが、国立大学もいろいろな評価機関の評価があまり、評価のための資料をそろえることが大変な手間になっていて、評価疲れが起こっているような状況です。理想的には、日常的な業務のなかで行われる作業がそのままデータとしてファイリングされ、評価のときにはそれがさっと出てくるというのが望ましいわけです。そこまではなかなかいきませんが、そういったことに一歩でも近づくために評価情報分析室を作ったわけです。ここに現在7名の室員がいて、そのうち3名の教官が専任です。事務職員も1名専任で雇っています。これも私の知恵ではないので、自慢をさせていただきますと、名古屋大学で作ったというので、他の大学でも検討してお作りになられたということも聞いております。

新しい運営組織と総長選考

2番目の委員会は組織運営小委員会とありますが、これは運営組織や総長選考の問題を扱っております。今の大学の組織は完全なボトムアップです。部局の教授会がほとんどすべての権限を持っていて、部局長会というところで調整して、評議会で審議して、実質的に決定し、それについて総長が執行するということになっているわけです。

しかし、今度は法人化しますと、法律に決められている仕組みはそうはなっておりません。決定と執行は役員会が行います。それから、教学関係については教育研究評議会という審議機関があり、学内者で構成しますが、そこが審議をすることになっております。経営面に関しては、経営協議会というのがあり、そこが審議することになっています。経営協議会は半分が学外者で構成することになっています。したがって、総長は何かを決定するときには、その議題によって教育研究評議会か、もしくは経営協議会に諮って審議してもらい、その審議を受けて決定して執行するということになるわけです。そういった新しい組織の運営の方法を具体的にどうするかということ、ここで検討しているわけです。

それから2つ目として、総長選考の問題を検討しています。法律案では、

総長は選考会議で決定するという、選考会議は、経営協議会の外部委員と内部の評議会評議員が半々で構成して、そこが総長を選考することになっています。いまは学内教官だけで投票で選出していますが、今度は外部者が関与することになっています。

総長選考については名古屋大学は特別な事情があります。と申しますのは、法人化が平成16年4月1日からスタートしますが、名古屋大学の総長は平成16年3月31日が任期です。そうすると、次の総長の選考にもうすぐ入らなければならないわけです。

このケースについての選考方法は国立大学法人法の附則で決められています。まず選考会議を置くのですが、それについて特別な規程があります。選考会議のメンバーは評議会評議員等の学内者の他に大学の運営諮問会議という法律で決められた外部者で構成された機関が現在ありますが、その委員を含めて合同で選考会議を組織することになっています。そのもとで、実際にどう運営するかということ、今議論している真っ最中です。大体決まったと思っていたのですが、またいろいろと学内の意見がきておまして、今日も本部で打ち合わせ会議をやっております。私どもの総長の任期が平成16年3月30日まででしたら、いままで通りの選考基準で選考すればよかったです。31日だったために、国立大学法人法に則った新しい方法を考えなければいけなくなりました。

非公務員型に対応できる人事と労務

第3番目の委員会は人事労務小委員会ですが、これは、名大の教官も職員も全部非公務員になることになって膨大な作業が必要になりました。給料も私どもで決めなければいけない。まず、就業規則を作らなければなりません。教員も常勤と非常勤の区別などがかなり曖昧になってくると思います。たとえば、名古屋大学でも、講義を週3回とか4回やるだけで教授会には出ない教授などもありえます。給料は安いんですが、他で仕事もっている方などについては考えられると思います。それから、人事労務で難しいのは、現在の常勤的非常勤職員の処遇です。名古屋大学の付属病院には2百数十名の非常勤のお医者さんがいらっしゃいます。若い方から年

年齢のいかれたお医者さんまでいろいろですが、これらの方々が病院を支えておられるわけです。しかしその先生方の月給は20万円弱で非常に安く、ボーナスはもちろんありません。法人化した後もこれでいいのかという問題があるわけです。

新たな会計制度と予算配分

第4の財務・会計小委員会ですが、これも法人化にともなって膨大な作業が発生してきました。いま、主たる取引銀行の選定をしていますが、いままで大学にとって銀行とは、金を預けるところでした。国の科学研究費とかいろいろな外部資金などを本山あたりの銀行の支店に、部局ごとに預けているわけで、大学の立場は強かったのですが、今度はそうはいかない。銀行からお金を借りなければいけない場面が出てまいります。外部資金で教員を雇用したり、事務職員・技術職員を雇用したりするケースです。この時、お金が入ってくる時点と給料を払わなければいけない時点とがずれることがあるわけですし、その間は銀行の与信でつながなければならない。そのためには、名古屋大学の財務諸表を作らなければならないわけです。財産目録がなく銀行がお金を貸してくれるわけがないので、そういった財務諸表を作らなければいけない。これも大変な作業です。

それから、いまの大学会計は複式簿記ではありません。原理は子供の小遣い帳と同じです。4月に文科省から各予算別に金があるわけですが、それを規則通りに使って、12月頃に中間チェックして、3月までにはちゃんと使うということだけです。しかし、今度は違います。お金は渡しきり交付金といって、細かい項目に分けないで、一括して袋として交付されるわけです。それと毎年来るわけですが、次の年に回すこともできる。かなり自由に使える。使えるんではありますけど、その金をだれにどれだけの給料を払うか決めなければいけない。いまの国立大学では、私の給料は政府から私の名前を書いた封筒に入れて、私のところにきているわけです。今度は違うんです。大学の中で決めて払われる。

付属病院と借金の扱い

次に付属病院についてですが、別個に第5の小委員会として設置しています。付属病院は、収入支出が大きくて、大学全体の会計に大きな影響があります。年間180億円強の診療収入がありますが、これが1%減るだけで約2億円弱違うわけです。そうすると、法学部、経済学部などの文系学部がふっとんでしまう。それでは困るわけで、法人化したら付属病院も経営的な面に配慮して運営するということが検討がなされているわけです。

付属病院に関係した問題として大学の借金があります。病院の建物の建設に財政投融资から借り入れています。本来ですと文科省が一般会計か特別会計で手当して建設するべきものと思いますが、文科省にはそういう金が無かった。そのため、財政投融资から借りたのです。それで病院の建物を作った。財投から借りる場合は、対象は独自の収入があるものに限られます。大学で収入があるのは病院なわけですし、病院の建物を作るのに財投からの借金で作ったわけです。その借金がたまっているのです。名古屋大学だけでも600億円以上あります。こんな借金を背負ったまま法人化したら即破産です。これをどうするかという問題があります。

本来ですと、これは国大協の最初の議論のときから、「本来は国のお金で作るものを、国にお金がないからこうしてきたので、今突然大学が全部負担しろといわれてもできるはずはない。国がもつべきだ」と強く言っていたのですが、財務省はそういうことは認めない。まだ決着がついていません。おそらく交付金の中でその分上乗せして大学に交付するという格好になるのではなかろうかと思っています。財投というのは金利が高いんです。郵便貯金が高い金利を払わなければならないので、高い金利を取っている。この低金利の時代でも、財投から借りている金利が高いので、ぼやぼやしているとおつという間に2倍くらいになるわけで、それをどうするか、まだ決着がついていないという状況です。

学内での情報提供の難しさ

そろそろ話を終わらせていただきますが、この間、大学の中の議論も大変なのですが、情報を大学構成員に周知させるということに非常に苦労し